○内閣府告示第八百五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千二百五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県塩谷郡高根沢町

二　地域再生計画の名称　ワンストップ！移住・定住・創業支援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　栃木県塩谷郡高根沢町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千五百三十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　群馬県

二　地域再生計画の名称　移住・定住支援～ぐんまの魅力発信～

三　地域再生計画の区域の範囲　群馬県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千三百六十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　群馬県

二　地域再生計画の名称　豊かなぐんまの環境を未来につなぐプロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　群馬県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第八百五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千五百三十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　前橋市

二　地域再生計画の名称　前橋版ＣＣＲＣ推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　前橋市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千八百十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　前橋市

二　地域再生計画の名称　未来志向型ものづくり企業創出計画

三　地域再生計画の区域の範囲　前橋市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第五百七十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高崎市

二　地域再生計画の名称　音楽を起爆剤にした外・学・産・官による～まちなか革新～

三　地域再生計画の区域の範囲　高崎市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第二百五十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　渋川市

二　地域再生計画の名称　豊かな自然と多様な風土をみんなで守り育て未来へ継承するへそのまち・渋川

三　地域再生計画の区域の範囲　渋川市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千五百三十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　みどり市

二　地域再生計画の名称　若者がつなぐ。みどり市農林業創生プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　みどり市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千八百二十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　群馬県利根郡みなかみ町

二　地域再生計画の名称　みなかみヘルスツーリズム「ＧＯ　ＷＩＬＤ　プロジェクト」

三　地域再生計画の区域の範囲　群馬県利根郡みなかみ町の全域